

令和5年度 雫石町子ども会育成会連合会 総会

期日 令和5年7月3日（月）
18：30～19：00
場所 雫石町中央公民館 大会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
 - 議案第1号
令和4年度 事業報告並びに収支決算報告について
 - 議案第2号
令和5年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について
- 4 その他
- 5 閉会

議案第 1 号 令和 4 年度 事業報告並びに収支決算報告について

令和 4 年度 事業報告

日付	内容
6 月 15 日	総会・育成会長懇談会 出席者 30 名（役員・理事 2 名、事務局 4 名、育成会長 24 名） ① 総会 事業計画、予算などを承認 ② 懇談会 子ども会活動計画の紹介・情報共有

令和4年度収支決算書

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較	備考
会費	0	0	0	総会で徴収しないこととしたため
参加料	0	0	0	
繰越金	114,999	114,999	0	前年度より
補助金	15,000	0	0	補助対象事業中止のため
雑収入	1	0	△1	貯金利息なかったため
計	130,000	114,999	△15,001	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較	備考
負担金	23,000	20,000	△3,000	県子育連年会費
事業費	30,000	1,198	△28,802	懇談会茶菓子代
事務局費	19,000	600	△18,400	振込手数料
予備費	58,000	0	△58,000	
計	130,000	21,798	△108,202	

収入 114,999 円－支出 21,798 円＝残額 93,201 円

監 査 報 告 書

令和4年度の決算について、令和5年6月26日雫石町中央公民館において関係書類の提出を求め、監査した結果、帳簿・関係書類等が適正に処理されていることを確認いたしましたので、ここに報告いたします。

令和5年 6月26日

監事 内村 悟江 

監事 町場 和花 

議案第2号 令和5年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

令和5年度 事業計画（案）

[方針]

急速に進む少子高齢化や情報化社会の進展、社会環境やライフスタイルの変化が著しい昨今、さまざまな体験活動をとおして、仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神などの生きる力を育む「子ども会」の存在は、重要さを増しています。

雫石町子ども会育成会連合会では、子どもたちの生きる力や社会性を育むための活動を推進し、各子ども会や育成会のご協力を頂きながら、子ども会活動の活性化と地域で子どもを育む力の促進に取り組みます。

[重点活動]

子ども会のねらいや意義、活動に関する理解の促進

[事業計画]

会議・研修

令和5年7月3日（月） 令和5年度総会並びに育成会長懇談会

随時 常任理事会

随時 育成会長懇談会

各種事業協力

令和5年7月26日（水）～29日（土）

令和5年度富士市・雫石町少年交流事業
（雫石町から30名の児童が富士市を訪問）

令和5年度収支予算書（案）

1. 収入の部

（単位・円）

科目	予算額	前年度 予算額	比較	備考
会費	0	0	0	
参加料	0	0	0	
繰越金	93,201	114,999	△21,798	前年度より
補助金	0	15,000	△15,000	
雑収入	99	1	89	貯金利息など
計	93,300	130,000	△36,700	

2. 支出の部

（単位・円）

科目	予算額	前年度 予算額	比較	備考
負担金	20,000	23,000	△3,000	県子育連年会費 20,000円
事業費	10,000	30,000	△20,000	懇談会茶菓子代等
事務局費	5,000	19,000	△14,000	払込手数料・消耗品費
予備費	58,300	58,000	300	
計	93,300	130,000	△36,700	

令和5年度 雫石町子ども会育成会連合会 役員

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

職名	氏名	行政区・学校名	備考
会長	階 幸男		
副会長	小赤澤 直子		
	坂井 和久		
常任理事	内村 悟江	雫石小地区	監事
	徳田 夕香	七ツ森小地区	
	杉田 郁美	西山小地区	
	町場 和花	御明神小地区	監事
	米澤 佳子	御所小地区	
事務局	正木 裕之	雫石町教育委員会 生涯文化スポーツ課	事務局長
	柴田 慈幸		事務局員
	岡本 信		
	柿木 歩実		
	下川 恵司		
	鈴木 郁子		

※監事の持ち回り

在任期間	担当学校区	
令和2年4月～令和4年3月	西山	御所
令和4年4月～令和6年3月	御明神	雫石
令和6年4月～令和8年3月	七ツ森	西山
令和9年4月～令和11年3月	御所	御明神
令和11年4月～令和13年3月	雫石	七ツ森
令和13年4月～令和15年3月	西山	御所

雫石町子ども会育成会連合会 会則

(名称)

第1条 この会は、雫石町子ども会育成会連合会と称する。

(目的)

第2条 この会は、町内の子ども会育成会の連絡を密にし、子ども会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、第2条の目的に賛同する町内の子ども会育成会をもって組織する。

2 この会の下部組織として、雫石町ジュニアリーダーズクラブを置く。

(事業)

第4条 この会の目的達成のため、次の事業を行うものとする。

- (1) 子ども会育成会の連絡提携を図ること。
- (2) 子ども会育成会指導者の研修に関すること。
- (3) 子ども会行事の企画、調整及び指導助言に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名 (内、1名はジュニアリーダーズクラブの世話人)
- (3) 常任理事 5名 (内、その他、会長が必要と認め推薦した者。)
- (4) 監事 2名 (常任理事から2名選任するものとする。)
- (5) 相談役 (歴代会長)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。補欠で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 会長は会務を掌理し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

常任理事は、総会の決定事項ならびに緊急事項の執行にあたる。

監事は、会計を監査する。

(役員選出)

第8条 会長、副会長、常任理事、監事は総会において選出する。

(機関)

第9条 総会は、各子ども会育成会の代表者1名ずつの代議員をもって構成し、最高議決機関とする。

2 総会は、次のことを審議決定する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算、決算に関すること。
- (3) 役員選出に関すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5) その他重要事項。

3 常任理事会は、会長の招集により、企画、立案、執行にあたる。

(事務局)

第10条 この会の事務局は、会長の指定したところに置く。

2 事務局には、次の職員をおき会長が任命する。

事務局長 1名 事務局員 若干名

(会計)

第11条 この会の経費は、会費、補助金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

2 本会の会計事務は「零石町が事務局を担当する各種団体等の会計事務取扱基準」を準用する。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この会則は、昭和53年6月17日より実施する。

平成18年5月19日 会則の一部を改正する。

平成19年5月18日 会則の一部を改正する。

平成20年5月22日 会則の一部を改正する。

平成26年5月21日 会則の一部を改正する。

平成30年5月16日 会則の一部を改正する。

令和2年6月8日 会則の一部を改正する。